

釧路市再生可能エネルギー基本戦略策定業務仕様書

1 業務名

釧路市再生可能エネルギー基本戦略策定業務

2 業務委託期間

契約締結の日から令和7年1月17日（金）まで

3 業務の目的

わが国における2050年カーボンニュートラルの実現に向けた動きが加速化する中、地域の脱炭素化と産業振興の両立は重要な課題であり、本市の望ましい環境像である「人と自然がつながる、未来へつながる環境都市くしろ」の実現に向けては、地域のポテンシャルを活かした再生可能エネルギーの導入・活用を進め、脱炭素化を図りながら、新たな産業誘致、雇用創出など、地域経済の活性化に取り組む必要がある。

本業務は、こうした実情を踏まえ、本市における地域の脱炭素化と産業振興の両立に向けて重要な基盤となる再生可能エネルギーの導入について、現状や課題等を整理し、導入目標や取り組むべき施策等を検討の上、実現に向けたロードマップを策定することを目的とする。

4 業務の内容

(1) 基礎情報調査・分析

本市の再生可能エネルギーに係る地域特性を把握するために必要となる下記の基礎的事項を整理すること。

ア 土地の利用状況

イ 人口・GDPの推移

ウ 電源構成及びガスパイプライン

エ 再生可能エネルギーの導入状況

オ 産業（製造業・鉱業・建設業・農林水産業）、民生（業務・家庭）、運輸（自動車・船舶・航空機・鉄道）の各部門におけるエネルギー消費量及びCO2排出量 等

(2) 脱炭素シナリオの作成

ア 将来のエネルギー消費量・温室効果ガス排出量の推計

人口動態の変化、GDP成長などの経済指標に加えて、将来想定される省エネ性能向上などを想定し、2050年におけるエネルギー消費量及び温室効果ガス排出量を推計すること。この推計は、BAU

(Business As Usual) シナリオと脱炭素シナリオを設定して行うこと。

イ 脱炭素に向けた対応策の立案

アで示したエネルギー消費量及び温室効果ガス排出量の推計値を基に、本市における脱炭素化に向けた対応策を、再生可能エネルギーの利用を中心に複数立案すること。なお、当該対策案により推計される温室効果ガスの削減量は具体的に示すこと。

(3) 再生可能エネルギー導入目標の設定

ア 前提条件の整理

再生可能エネルギー導入目標の設定に当たり、再生可能エネルギーの種別や、本市周辺の立地環境や配慮事項、系統情報について整理すること。

イ 再生可能エネルギー導入ポテンシャルの推計

アで整理した結果を踏まえて、再生可能エネルギー全般について、賦存量及び利用可能量を再生可能エネルギー種別ごとに推計すること。

ウ 再生可能エネルギー導入シナリオの作成

ア及びイで整理・分析した結果を踏まえて、将来的な電力需要も考慮し、再生可能エネルギー全般について、2050年の脱炭素社会実現に向けた再生可能エネルギーの導入目標を種別ごとに設定すること。

(4) 戦略の策定

ア 再生可能エネルギー導入施策の立案

(3)で示した再生可能エネルギー導入目標を実現するための方法について、想定される課題の抽出を行い、具体的な導入施策や導入プロジェクトを立案すること。

イ 再生可能エネルギー導入に向けたロードマップの策定

(3)で示した再生可能エネルギー導入目標及びアで示した導入施策及びプロジェクト等に基づき、実現に向けたロードマップを策定すること。

(5) 進捗管理のための指標及び体制構築の検討

再生可能エネルギー導入目標の達成並びに立案した導入施策及びプロジェクトを実現するために実施すべき事項を整理し、進捗管理のための指標を設定するとともに、地域のステークホルダーと連携した体制構築の検討を行うこと。

(6) ヒアリングの実施及び委員会の開催

(1)から(5)に関する検討においては、市内の主要企業へのヒアリングを実施するとともに、産業界・経済界・電力事業者等のステークホルダーに学識経験者を加えた「釧路市再生可能エネルギー基本戦略策定委員会」を2回以上開催し、得られた意見を導入施策に反映させること。

(7) 中間報告及び結果報告について

業務の内容に関して、中間報告及び結果報告を行うこととし、報告の時期については、業務委託契約締結後に市と受託者において協議の上、決定するものとする。

5 成果品

(1) 4(1)から(6)で実施した調査等について、調査結果報告書を作成し納品すること。

(2) データや図表、イラスト、写真を盛り込み、市民や事業者にとって分かりやすいものとなるよう工夫すること。

(3) 成果品の仕様については下記のとおりとする。

ア 調査結果報告書：A4版

イ 調査結果報告書概要版：A4版、4ページ程度

ウ その他データ：調査結果及び活用したデータ等、一式

※温室効果ガス排出量、エネルギー消費量の算定方法や根拠等、市と協議の上決定

エ 納品形式：電子データ（上記を記録したCD-R等の電子記憶媒体）

6 契約上限額

9,999,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

7 実施上の注意事項

(1) 事業の実施に当たっては、本市と十分に打合せを行い、市の承認の上行うこと。

(2) 業務内容については、本仕様書の内容を基本とするが、本業務の実施過程で仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、市から受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。

(3) 本業務は、環境省「令和6年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）」の活用を予定しているため、当該補助金の交付規程等により、補助金の目的や性格を十分理解して業務を行うこと。

(4) 必要に応じて、市等が主催する脱炭素に関連する会議等に参加し、業務内容に関する説明及び報告を行い、合意形成を図ること。

8 その他特記事項

(1) 再委託等の制限

受託者は、本事業の全部又は一部を再委託若しくは請負わせてはならない。ただし、専門的技術等を必要とする業務においては、企画提案書へ記載するか、事前に書面にて報告し、釧路市の承諾を得たときは、この限りではない。その場合、主たる部分又は合計額の50%を超えるものを第三者に再委託又は請け負わせてはならない。

(2) 業務責任者等

業務の円滑な進捗を図るため、受託者は、あらかじめ業務を実施する職員及び業務責任者を選任し、その氏名等を釧路市に通知するものとし、当該職員等を交替させる場合も同様とする。

また、業務責任者は、受託者の代理人として業務の実施に関する指揮監督、勤怠管理、安全衛生管理等を行うものとする。

(3) 守秘義務及び個人情報の取扱い

ア 受託者は本業務（再委託した場合を含む。）を通じて知り得た情報について、公にされている事項を除き、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後も同様とする。

イ 業務を処理するための個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律及び個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年釧路市条例第2号）を遵守するとともに、契約時に定める「個人情報の保護に関する特記事項」を遵守しなければならない。

(4) 関係法令の遵守

業務の実施に当たっては、受託者は労働基準法、労働関係調整法及び最低賃金法等その他関連法令を遵守すること。

(5) 成果等の帰属について

ア 業務の実施により得られた成果、情報については、本市に帰属するものとする。

イ 受託者は、著作権及び特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(6) 委託費の返還等

ア 本業務以外の用途に使用するなど、虚偽その他不正な手段等により委託費を受けた受託者に対しては、委託費の全部又は一部を返還させる。

イ 受託者の責めに帰すべき理由により、委託期間内に委託業務を完了し

ないとき、完了する見込みがないと本市が認めるとき、又は委託業務の目的が達成できないときは、委託契約の一部若しくは全部を解除し、委託料を支払わないこと、又は既に委託料を支払っている場合は、委託料の一部若しくは全部を返還させ、若しくは損害賠償等を求めることがあるので、十分留意すること。